

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月14日
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 井 口 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋 1丁目14番 7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 戸 谷 高 明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 7,000,000,000円

(注) 募集金額は発行価額の総額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集に伴い、当行の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄 3丁目 8番20号)

株式会社第三銀行名古屋支店
(名古屋市中村区名駅 5丁目 2番15号)

株式会社第三銀行東京支店
(東京都中央区日本橋 1丁目14番 7号)

株式会社第三銀行大阪支店
(大阪市中央区南船場 1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

本新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当行に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当行は引受人に対して引受手数料を支払いません。

銘柄	株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金7,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1,000,000円
発行価額の総額(円)	金7,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金102.5円 (注)1
発行価額(円)	各社債の金額100円につき金100円 (注)2 ただし、本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成31年4月30日(火)
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還する場合は本欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。 2 社債の償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(本号 に定義する。)が当行の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合において、当行が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、社債管理者に対し、承継会社等(本号 に定義する。以下同じ。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日(当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 乃至 に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号 に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成26年1月30日	98.35	102.17	107.16	113.42	121.01	130.00
平成27年1月30日	98.87	102.52	107.38	113.53	121.06	130.00
平成28年1月30日	99.26	102.71	107.40	113.42	120.87	130.00
平成29年1月30日	99.52	102.70	107.25	113.26	120.78	130.00
平成30年1月30日	99.58	102.25	106.57	112.65	120.47	130.00
平成31年1月30日	99.58	100.47	103.83	110.61	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

(注) 上記表中の数値は、平成26年1月8日(水)現在における見込みの数値であり、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号、第(2)号若しくは第(4)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本 及び本項第(3)号 において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照パリティ又は償還日が本号 の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号 の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号 の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号 の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号 の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号 の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号 の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号 の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割(承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ) 合併(合併により当行が消滅する場合に限る。) 吸収合併
存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ) 吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ) 新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ) 株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ) 上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を引き受ける株式会社

当行は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

(イ) 当行以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ) 当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ) 当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果、当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容(ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(二) 公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ) 当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ) 上記(イ) 以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付け期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号、第(2)号若しくは第(4)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

本号にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号又はに定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号又はに基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

当行は、本号又はに定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(4) 120%コールオプション条項

当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成28年1月29日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普通株式に対する当行普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号（ロ）の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

本項第(2)号又は第(3)号若しくはに定める繰上償還事由及び本号に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号若しくはに定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

	<p>当行は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。</p> <p>(5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。)が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(6) 当行は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関(別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日(別記「払込期日」欄に定める。)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなることにより消滅する。</p> <p>(7) 本社債の償還については、本項のほか別記(注)10に定める劣後特約に従うものとする。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)18 償還金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金102.5円。なお、申込証拠金のうち発行価額相当額(各社債の金額100円につき金100円)は、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年1月24日(金)から平成26年1月27日(月)まで(注)3とし、当該期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みものとする。
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所
払込期日	平成26年1月30日(木) (注)3 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本新株予約権付社債には、財務上の特約は付されていない。

- (注) 1 一般募集は発行価格にて行います。
- 2 発行価額は当行が引受人より本新株予約権付社債の払込金額として受取る各社債の金額100円あたりの金額であります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)において正式に決定する予定であります。
- なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年1月20日(月)から平成26年1月23日(木)までを予定しておりますが、実際の転換価額等の決定期間は、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までを予定しております。
- 従いまして、
- (1) 転換価額等決定日が平成26年1月21日(火)の場合、申込期間は「平成26年1月22日(水)から平成26年1月23日(木)まで」、払込期日は「平成26年1月29日(水)」
- (2) 転換価額等決定日が平成26年1月22日(水)の場合、申込期間は「平成26年1月23日(木)から平成26年1月24日(金)まで」、払込期日は「平成26年1月29日(水)」
- (3) 転換価額等決定日が平成26年1月23日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付
本新株予約権付社債について、当行は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からBBB（トリプルB）の信用格付を平成26年1月14日付で取得している。
JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
本新株予約権付社債の申込期間中に本新株予約権付社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03（3544）7013
- 6 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
- 7 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
- 8 社債管理者の辞任
(1) 社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
(2) 本(注)8(1)の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。
- 9 期限の利益喪失に関する特約
本新株予約権付社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

10 劣後特約

- (1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)10第(1)号 を除き本(注)10第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)10第(1)号 を除き本(注)10第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)10第(1)号 を除き本(注)10第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)10第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本(注)10第(1)号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本(注)10第(1)号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本(注)10第(1)号乃至と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)10第(1)号を除き本(注)10第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)10第(1)号乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本(注)10第(1)号乃至に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)10第(1)号乃至にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)10第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

11 社債管理者に対する定期報告

(1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

(2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書(添付資料を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

12 社債管理者に対する通知

(1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

(2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。

当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。

当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。

当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。

当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。

組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。

解散を行うこと。

別記「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

13 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

14 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当行が、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、本(注)15に定める方法によりこれを行う。

15 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

16 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

17 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

18 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

19 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

20 本新株予約権付社債は別記「払込期日」欄記載の払込期日の翌営業日に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。

したがって、

- (1) 転換価額等決定日が平成26年1月21日(火)の場合、上場日は「平成26年1月30日(木)」
- (2) 転換価額等決定日が平成26年1月22日(水)の場合、上場日は「平成26年1月30日(木)」
- (3) 転換価額等決定日が平成26年1月23日(木)の場合、上場日は「平成26年1月31日(金)」

となる予定ではありますが、上場日は変更されることがあります。

本新株予約権付社債は、上場日から売買を行うことができます。

社債等振替法の適用により、本新株予約権付社債の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当行普通株式</p> <p>当行普通株式の内容は、完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>(2) 転換価額は、当初未定とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう(ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)</p> <p>当初の転換価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等を勘案した上で、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値。)に、105%から110%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。なお、上記計算の結果算出される転換価額が156円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。</p> <p>ただし、転換価額は本欄第2項に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p>(1) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(イ) 時価(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。</p>

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については別記(新株予約権付社債に関する事項)(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に5を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(1)号（二）の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当行が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>本号のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>3 本欄第2項により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本欄第2項第(1)号（二）の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
--	--

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金7,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数で除して得られる金額となる。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成26年3月3日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。） (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降 (4) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間 <p>本欄により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求受付場所 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし 4 新株予約権の行使請求の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の定める事項を通知しなければならない。 (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

新株予約権の行使の条件	当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当行は、当行が組織再編成行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。 2 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 承継新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に準じた調整を行う。 (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

	<p>(6) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日(当行が別記「新株予約権の行使期間」欄第(4)号に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から同欄に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(8) その他の承継新株予約権の行使の条件 当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。</p> <p>(9) 承継新株予約権の取得事由 取得事由は定めない。</p>
--	---

- (注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト([URL] <http://www.daisanbank.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。
- 2 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。
- 3 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 4 株式の交付方法
当行は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 5 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い
当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本「1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

(1)【新株予約権付社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,529	1 引受人は、本新株予約権付社債の全額につき連帯して買取引受けを行います。 2 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額(各社債の金額100円につき金2.5円)の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,412	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	588	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	471	
計	-	7,000	-

(2)【新株予約権付社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本新株予約権付社債の社債管理手数料については、社債管理者に期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととします。ただし、本新株予約権付社債の格付の変更により、社債管理手数料率は期中において見直しが行われることがあります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
7,000	30	6,970

(注) 引受手数料は支払われないため「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額6,970百万円については、平成26年3月までに全額を運転資金(貸出金)に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーパー(額面超過)での募集について

本新株予約権付社債の募集については、発行価額(各社債の金額100円につき金100円)にて引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格、各社債の金額100円につき金102.5円)で一般募集を行います。

本新株予約権付社債を償還期限まで保有した場合又は前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の「償還の方法」欄第2項第(4)号より本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合には、償還金額は各社債の金額100円につき金100円となりますので、償還金額は発行価格(各社債の金額100円につき金102.5円)を下回ることになります。また、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」の「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号により本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合にも、償還金額が発行価格を下回る場合があります(繰上償還における償還金額については、同欄第2項第(2)号乃至第(4)号をご参照下さい。)

また、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額につきましても、各社債の金額100円につき金100円となりますので、かかる額は本新株予約権付社債の募集における発行価格を下回ることになります。

2 ロックアップについて

本新株予約権付社債の募集に関連して、当行は、みずほ証券株式会社に対し引受契約の締結日に始まり当該募集に係る払込期日の翌営業日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式、当行普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行及びその転換による当行普通株式の交付並びに株式分割又は株式無償割当てによる新株式発行、転換価額等決定日に残存する新株予約権の行使による当行普通株式の交付等を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

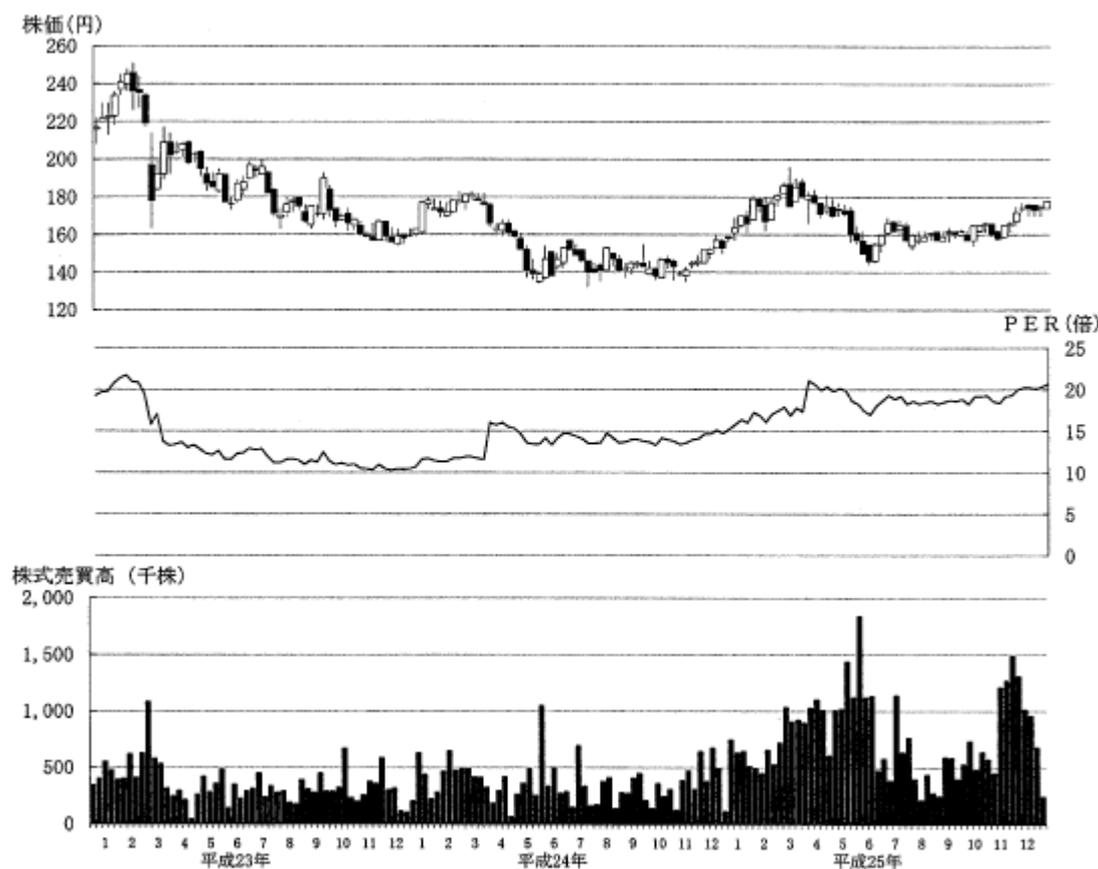
今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項（組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト（[URL] [http:// www.daisanbank.co.jp/](http://www.daisanbank.co.jp/)）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年1月11日から平成25年12月30日までの株式会社東京証券取引所における当行普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成23年1月11日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年12月30日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月14日から平成26年1月8日までの間における当行株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第104期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第105期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第105期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月25日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、___ 罰を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

また、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

1. リスク管理体制

当行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等につきまして、それぞれの基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを統合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、統合的なリスク管理部署としてリスク管理部を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

2. 当行が対応すべきリスク

当行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の6つのリスクがあります。

- (1) 信用リスク.....取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。
- (2) 市場関連リスク...金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。
- (3) 流動性リスク.....手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。
- (4) 事務リスク.....事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。
- (5) システムリスク...コンピュータシステムのダウン又は誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。
- (6) 法務リスク.....法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

3. リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、当行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

(1) 信用リスク

不良債権の状況

当行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び当行融資先の経営状況の変動等によって、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、当行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(2) 市場関連リスク

当行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、当行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、当行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

(3) 流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金が払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予想しない資金調達費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予想しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予想しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

上記6つの重要なリスクに加え、当行には財務面に影響を与えるリスクとして次のようなリスクがあります。

(1) 自己資本比率に係るリスク

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合は、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に影響を与える要因には、当行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、次の事項が考えられます。

繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況

当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることについての困難な状況

自己資本比率の基準及び算定方法の変更

その他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産に関わるリスク

繰延税金資産は、様々な予測・仮定に基づき、将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって計算していますが、実際の結果が前提とした予測・仮定と異なる場合があります。その結果、繰延税金資産の一部、又は全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、繰延税金資産の減額が生じ、短期的には当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関わるリスク

年金資産の運用利回りが低下した場合や、予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制変更に関わるリスク

当行は、銀行法をはじめ、現時点の法令・規制等に従い業務を遂行しておりますが、将来的に、法律・規制等の変更が行われた場合、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 風評リスク

市場や顧客の間で、当行に対する否定的な風評が流布された場合、資金調達が困難になるなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型インフルエンザ等の流行によるリスク

新型インフルエンザ等、毒性や感染力の強い疫病の流行により、営業規模の縮小を余儀なくされ機会損失を被るなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 営業基盤とする地域経済が低迷するリスク

当行は、東海・近畿地域を主たる営業基盤としております。そのため、これらの地域経済が低迷した場合には、取引先の信用状況の悪化や担保価値の低下等により信用コストが増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 災害等のリスク

大規模な地震やそれに伴う津波あるいは台風等の自然災害の発生により、営業の一時休止、建物等の損壊、営業体制の復旧等に多大な支出を余儀なくされたり、取引先の業況悪化などにより信用リスクが増大するなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化等が生じ、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しておりますが、特定の目標値に対する実績が一定水準に達していない場合等には、金融庁から業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

また、公的資金である優先株式が普通株式に転換された場合、当行の発行済み普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

株式会社第三銀行本店

(三重県松阪市京町510番地)

株式会社第三銀行名古屋支店

(名古屋市中村区名駅5丁目2番15号)

株式会社第三銀行東京支店

(東京都中央区日本橋1丁目14番7号)

株式会社第三銀行大阪支店

(大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。